

いうものの適用はないのです。ところが、そこに多數の人が寄りまして内職をするという場合を考えまして、そういう場合に労働關係が成り立つか成り立たぬかということは、事實問題としてそのときの状況できまるのです。そこで労働關係が成り立つておれば、この法律が適用される。成り立つておらぬ場合に、たゞそこに場所だけ貸して、お互ひみなおかみさんが寄つてやつているというのは、それはちょっとも妨げぬ。そういうふうに個々の場合においてちゃんと明確にきまる。だから法律としましては、この法律で十分なりと考えております。

○山崎(道)委員 授産場のような所で大ぜいやつております。授産場といふますか、共同作業場……。

○河合國務大臣 授産場、共同作業場は大部分入ると思います。と申しますのは、それはそこで品物なり、まとめて受取りまして、そうしてそこでやはり賃金の形にして支拂つているのでありますから……。

○山崎(道)委員 私はこの際、生活苦が非常に深刻になりまして、まつたく内職でもしなければ生活を支えられないので、この點を特に憂慮いたすものでござります。迫りくるインフレとともに、このところの新聞で御承知のように、各所に悲劇が起きております。このまゝに放置していくならば一體どうなるだろかということを、母心といたしまして、私は寝る目も寝られないくらい案じてるのでございますが、今回厚生省におかれましては、要保護者が、昨年は八百萬人を対象とするというようなお話をございましたのに、今

年は三百萬人といふように減じられましたのは、どういうお氣持でございましょうか。むしろ昨年よりも要保護者が殖えている。もし厚生大臣の言われますように、三百萬人に減つた、それだけしか要保護者がないというお考えで豫算をお減らしになつたといたしますれば、十分に適用を受けていない階級が相當ある。かようには解説いたしますけれども、その點厚生大臣はどうのようにお考えくださいますか。

○河合國務大臣 昨年度の八百萬人という數字の基礎は、これは生活保護法をやりますときについた數字であります。それは引揚者などが非常に多いので、引揚者の大部分といふものは生活保護法の適用を受けなくちやなるまゝいといふ見地から、あの數字は非常に大きくなつておつたのであります。ところが實際だんく、この法律を運用してみますと、引揚者のお方でも、國內でいろいろな事情でほかの方の關係で生活保護法の關係をお受けにならなくててもよい方もありますし、それから一方庶民金庫その他で大分金も一八億ばかりも融通しておりますといふようなことで、案外生活保護法の運用を受ける人が、豫想よりもよほど減つたのです。それで最近の状況では二度の豫算を編成するときに、三百萬人と押えたというのが實情であります。それでこれは御承知の通り、彈力をもつた豫算でありますから、法律によつて、生活保護をどうしてもやつていかなければならぬ國家は義務をもつておるわけでありますから、それが殖えま

すれば、豫備金なり追加豫算なりといふことで、またその金が補充費として植えてこなくちやならぬことは當然でありますし、その點についてはほかの豫算とは違いまして、多少彈力性をもつた性質のものであります。しかし大體生活保護法の適用を受ける対象が増加するかどうかといふことにつきましては、御承知の通りにインフレーションの進行するときと、それから國家の財政などのために財政緊縮をやりまするときと、大部分が違いますので、私は財政緊縮をやるとその數は殖えやせぬか。そうしていろいろな深刻な事が起きてきやすぬかということに、非常な懸念をもつておりまする一人であります。従つて將來は三百萬人で足らないだらうということも考えられまするが、しかしたゞいまの状態から推してまず三百萬人、あとは豫算の彈力をもつてやつていくという考え方であります。

でおる實情は、私たゞさん知つておりますので、従つて數が少くなつてゐる。何とかこの點は生活保護法を改正していただきなければならぬといふのが、各方面からあがつてゐる聲でござります。それと同時になか／＼手續がうるそりございまして、民生委員と名前をかえましても、今なお方面委員と少しも變つてない、あくまでも恩惠的な態度でこれに臨んでゐるので、非常に泣いてゐる人がたくさんござります。もしこれが十分に適用されておられますならば、引揚者がわざかに與えられまする雀の涙のよくな配給切符を、やむを得ず生活の代にかえていふ。こうした現狀は起きてこないと存じます。それから近頃新聞を見ましても親子心中がある。あるいは不良少年少女が殖えていく。それなども幾多生活苦が原因しているということを考えまするとき、私は大臣の必要さえあれば殖やすというお言葉をかたく昨年は信じておりますけれども、大きな疑問をもつものでございます。この點についての大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

んでしたが、この次の議會までに、結論がつきますればそれを變えたいと考えております。

なお生活保護法が十分でないという點につきましては、これはごちつともと思ひます。たゞ御承知の通り、法律実施後まだ數箇月でありまして、日本のデモクラシーの變化は非常に急激であります。なか／＼今までのことをするべく國民の頭から取去ることは困難な問題でありまして、政府としましてもできるだけその線に沿いたいと努力しております。また方面委員の殘滓がなあ残つてゐるといふお話、これもごまつともであります。民生委員にかえましてお残つてゐるといふお話、これもごまつともであります。また方面委員がなあ残つてゐるといふお話、これを初めからやり直したらこれまた混亂は免れぬことでありますから、やはりそこは漸進的に調和を見てやつていただきたいといふ考へであります。

を抱えて泣いております。手足をもがれた傷痍軍人たちは——私一昨日も青海の驛で、山崎さんですかと駆け寄つてきました白衣の勇士から縷々訴えられました言葉などからいつて、決して生活保護法が満足に運営されていないことを知り、私も深く責任を感じさせられたのでございます。國家がこうした自由意思をもたらす被占領國の立場でありまして、まさに破滅に瀕しております。國內經濟を思ひますとき私どもは決して無理な要求をいたすものではございませんが、少くとも命を繋ぐに足るだけの最低の生活保障はしていただきたいことを切にお願いするのでござります。

それから國立病院におりまする白衣の勇士たちは、今なお冷遇をされております。大臣はあのとき私に對しまして、せらず生活保護法を適用して、その人たちを生活苦に陥れるというようなことはしないといふ言葉でございましたので、私はその人たちの立場に立つて、大臣に心からお禮を申し上げた記憶がございます。ところが各所の傷痍の人たちから寄せられる手紙は、私の期待を全部裏切つております。どうか永遠に歸ることのない夫、

わが子を失いました遺族の人たち、まことに生きていかなければならぬ人たち

ぐらいは、私はもつと温かくやつていて

を抱えて泣いております。手足をもがれた傷痍軍人たちは——私一昨日も青海の驛で、山崎さんですかと駆け寄つてきました白衣の勇士から縷々訴えられました言葉などからいつて、決して生活保護法が満足に運営されていないことを知り、私も深く責任を感じさせられたのでござります。國家がこうした自由意思をもたらす被占領國の立場でありまして、まさに破滅に瀕しております。國內經濟を思ひますとき私どもは決して無理な要求をいたすものではございませんが、少くとも命を繋ぐに足るだけの最低の生活保障はしていただきたいことを切にお願いするのでござります。

それから國立病院におりまする白衣の勇士たちは、今なお冷遇をされております。大臣はあのとき私に對しまして、せらず生活保護法を適用して、その人たちを生活苦に陥れるというようなことはしないといふ言葉でございましたので、私はその人たちの立場に立つて、大臣に心からお禮を申し上げた記憶がございます。ところが各所の傷痍の人たちから寄せられる手紙は、私の期待を全部裏切つております。どうか永遠に歸ることのない夫、

わが子を失いました遺族の人たち、まことに生きていかなければならぬ人たち

ぐらいは、私はもつと温かくやつていて

者を使つております工場へは、そこには附屬の託児所というようなものをぜひ設置していただきたいということを、併せてお願ひいたします。私の質問は

○土井委員長代理

椎熊君

私は實は午後ゆづく申したいのですが午後は豫算が本會議議上つてくるので、私は本會議議が開かれると委員會に出られませんから、たいへん皆さんに御迷惑ですけれども、ごく簡単にお伺いしておきたいと思いま。敗戦後のわが國の産業界が非常に荒廢しており、これを再建するためにはどうしても重要な役割を演ずるものと見ては労働者である。そういうところに非常な深い考慮をめぐらして、そうして少くとも國際的に認められた労働條件を保障して、その基盤の上に各種の産業を再建していくといふことが切に要望せられておると信ずるのであります。

が、わが黨といたしましては過ぐる第

九十議會におきまして、労働關係調整法案を可決した際にも、これだけでは

いけないので、附帶決議として労働者

の生活を深く考慮するところの労働基

準法を次期議會に提出せよ、そういう

ことを政府とたたく約束した。しかる

にその後労働調整法の方があつた

て、肝心な基準法の方が今日に至つた

ということは、その間における労働組合運動などに與えた影響が非常に大きなものがある。非常に政府等も誤解されおるようない状態にあると私は思つくり、労働調整法をつくり、さうして守とかいうところの今日の内閣が、しかししてこの前の内閣が、労働組合法をつくり、労働基準法を出す。こういう進歩的な

法律を、反對的立場の人からは保守反動とのよしられるようなこの内閣の手によつてできたということは、與黨たるわれくとしてすこぶる満足するところで、この労働基準法がほんとうに實施せられる時において、ほんとうに労働者の立場を了解し、ほんとうに労働者の味方であるといふのは、單に一派の人々だけではないといふことが、漸次社會に諒解されるであらうことを私は信ずるものであります。しかしながらそろは申しましても、とかく現内閣の労働政策、あるいは労働者に對する考え方、ともすれば世間から誤解を招くような状態にあることを、私は非常に遺憾に思うもので、先般も本會議議の席上におきまして二、一ゼネスト問題に對する政府の意の足りなさ、誠意の足りなさ、交渉の仕方の拙劣さについて私は言及いたしました。今後とも起るべき多くの労働争議に對しても、政府はもう少し眞剣に、もう少し熟意のある行動をもつて、この進歩的労働基準法をつくるほどの誠意をもつてなすならば、一切の争議のごときはもつと了解あるよき解決みることができるであろうことを私は確信いたします。その點についての厚生大臣の労働問題についての御決心をまず伺つておきたいと思います。

なお労働問題の根本問題につきましては、現政府は決して反動的の考え方をもしません、時代の進運に従いまして、労働者もつてなすならば、時代の進運に従いまして、労働者もつてない。進んで労働者のためで行動してきたことをお認め願いたい

九十一議會にも提案することができな

いで、第九十二議會になつたといふことでありまして、これは事實上やむを得ぬことであつたからファクトとして

九十一議會にも提案することができますので、労働者及び事業家側の完

全なる意見を聽取しなくては、間違

て困るということで、やむを得ず第

三に労働基準法ができた。特に労働基

準法はごらんの通り内容の宏大なもの

であり、また非常に専門的なことであ

りますので、労働者及び事業家側の完

全なる意見を聽取しなくては、間違

て困るということで、やむを得ず第

三に労働基準法ができた。特に労働基

準法はごらんの通り内容の宏大の

ものであります。

ります。をうしてこの労働問題は、積

極的に派手なことをやれと要求になつ

ても、これはできぬ問題であります。

これは戦後及び世界の大勢に順應して

行く問題でありますから、ここで棒杭

を建てたようなことをやりまして、派

手なことをやると、やるだけそれは時

代にかえつて逆行するものである。大

體の傾向に従つてこれを指導して行く

手なことをやると、やる

二、三の點をお伺いしておきたいと思います。一體法律の制定は、常に國家全體の福祉がねらいでなければならぬので、一部階級あるいは特定の人、そういうものを対象とするものではなくて、國家が法律を制定すの精神は、社會全般の福祉にあると私は思うのであります。そういう觀點から、今度出したこの労働基準法案を見まするときには、これはまつたく、ほとんど大部分において、労働者の利益擁護のみを考えたかのごとき感覚をえる法律であります。いまして、これだけの大法典の中に、労働者がこれだけの保護、これだけの認められ方をしておりながら、それに對する労働者の義務規定がはなはだ不足だと私は思うのであります。現に労働者の義務に屬する分としては、第二條にただ一言「誠實に各々その義務を履行しなければならない」という、労働者、それから資本家も加えての義務が規定されておる。すなわち資本家もが規定され、それで、その他のにも多少義務らしいところがなきにしもあらずですが、加えての労働者の義務という字句が、この第二條にたつた一點より見えておらぬのです。その他にも多少義務らしいところがなきにしもあらずですが、全般におきましてこれほど労働者の生活を保障し、労働者の地位を認め、そらうして労働者の生活を保護せんとする、これだけの進化的な、そして畫期的な法律であるにもかゝわらず、現在の荒廢したる日本の産業界を復興せんとする重要な役廻りをもつておる労働者の義務については、はなはだ考え方が足らなかつたのではなかろうかと私は思う。労働者が單に権利を主張して、單にみずから的生活擁護だけをして、そうしてなるべく働くに、な

るべくわざかの時間働いて多くの質をとつて、ゆたかな生活をして、とうことだけでは、現在の日本の復興は、はなはだ面白くないと思うのです。これらの一點について、當局におかれましては、あるいは失業対策であるとか國民保健の問題等、いろいろ別箇の法律も考えられておることではございましょうが、社會全般のために、なぜ効働者の能率に關する規定をもう少し強く主張せられるようにならざられるを、法文のうちに盛りこむことがでなかつたか。この點について大臣の意見をお伺いしたい。

うふるになつておる。そういう意味でありますと、この法律は労働者の義務を規定すること少いがゆえに、労働者の責任がないといふ意味ではあります。そのことを御諒承願いたいと思ひます。

○椎原委員 大體諒承いたしまするが、さてこの法案の全體を見ますると、きに、非常に低級と申しましようか、小さな企業に至るまで、ほとんどこの法案の適用を受けた。今日の日本の産業界は、もう財閥も解體せられ、大きな工場は今度撤収せられるという状態で、當分の間は日本の産業界といふものは中小企業に依存するところが非常に多いと思う。しかもその中小企業がや、まつたく今までのあり方といふものは封建的の在存であります。徒弟制度等がその中心をなしておったと思うのであります。しかし大戦争が始まって以来は、これらの小企業も大工場の下請工場などをやつて、一時すこぶる殷賑をきわめた状況を呈した時期もあつたのでござりますが、終戦後におきましては、下請工場等によつて復活するということはとうてい望みがたい現状にあります。なお資材、金融等について非常な不便を感じておるので、その上労働者の最低賃金が確定せられ、多くの使用者の義務負擔といふことになりますると、今度の戦争によつて大被害を受けた、たゞいまの日本の場合として、はたしてこの法律を、日本の對外貿易の殷賑をきわめたといふことは、これはもとより望ましい貿易關係ではなかつたであります。

厚生大臣特に御承知の、財界の大御所であつた郷誠之助先生の書かれた本の中にも、日本の外國貿易の股賑の最大の原因は、労働資金の低廉であるということを幾度も繰返して明記せられておる。すなわちそれが労働者の飢餓によつて、貧困によつて、そうして低廉なる物資を輸出することができたというような、状態で、いかに貿易が盛んであつても、そのために日本の労働者はちつとも人間的の生活をしたのではなく。たとえば一派の人々の特に使いそらくは外國貿易を許さることによつて、世界有無相通するの貿易政策を確立することによって、日本の産業界を復興する以外に途はないであろうと思われるが、しかしながら今日の国際間の勞働に對する觀念から言いましても、人間的本質から考えましても、舊來のごとく、日本は労働者の生活を犠牲にしての、低賃金をもととするところの廉價貿易では、とうていそういうことは世界も許さぬ。日本の労働者も許さぬ。日本の正義感もそれを許さぬということに相なると思ひます。そうすると舊來の侵略的貿易政策、大陸に市場を獲得しようとする貿易政策のごときは、今日もう終止符を打たれたと言わなければならぬ。そういう實情のときには、この戰禍を受けたる、しかも今日本が國民が最も依存しなければならない中小企業家が、現在の段階において、かくのごときこの基本法をうのみにしてはたして今日の日本の産業界が成り立つ得る自信があつたのであらうか

どうか。特に厚生大臣は實業界においても各般の事情に精通の方でありますから、その點を今日の時局どにらみ合わして納得のいくよう、この法律案の成立に關する御決意を承つておきたのであります。

○河合國務大臣　たゞいまのお尋ねにつきまして、もとほたとえは工場法であります、工場法の範圍があらゆる事業、あらゆる企業の面にまで、非常に廣く及んだといふ點につきましては、たゞいま御所説のような心配も一應出て来るわけであります、また翻つて考えますと、この法律の目ざすところは、やはり年令とか、時間とか、休憩とか、あるいは業務上の疾病、災害の問題とか、最低賃金の問題もきめることになつておりますけれども、それらの點が中心であります、そこからの太い線のことについては、國民としてそれだけのことはどうしても覺悟をもたなければならぬ。これがやはり個性の完成を期する上においても、またほんとうの意味における日本再建のためにおいて必要なりといふ點が、今の現状に対する心配よりもっと重いといふことの結果、この法律を實施しようとする考え方をもつたわけであります。もちろん今までの日本の事業といふもの、殊に外國貿易は、戦前におきましては御承知の通りソーシャル・ダンピングが中心であつて、これは低賃金ということ、低賃金も生活がシンプルであるといふ點もあるだらうし、また企業利潤が多かつたという點もありましょ。いろいろな點があるが、いずれにしましてもソーシャル・ダンピングということで日本がやって來たといふことは事實であります。ただいま熊熊君のお説とまつたく

同感ですが、そういう意味において日本は、の將來の國策を立てて行くということは、妥當でない。やはり賃金を相當にして待遇を相當にして、今度は能率の増進、あるいは技術の向上、そういう面においてほかの諸國に對して競争力をもつていく。正當な意味における競爭力を中心にして考える。それにはやはり一番大事なのは労働者労働者の自覺であります。ほんとうに生活も相當にやり、そうしてほんとの自覺をもつて、その線に沿うてこの日本の産業というものを立ててゆくということにいかなければほんとうでない。それでなければほんとうの民主主義でないという基礎的の觀念におきまして、どうしてもやはり労働條件の水準というものは保障しなければいかぬというのでこの法律を立てたわけであります。なお運用の上におきましては、一面においては厳格に運用しなければならぬ點もありますが、一面においては、國民がこの法律を體得するまでは、できるだけ親切に、相當彈力をもつて、工場監督官がその衝に當つてやるべきものだというふうに考えております。

してゆくのだといふ建前であれば、商工當局におきましては、この日本の産業界がある水準に達するまで、そしてこの法律ほんとうに徹底する時期まで、それが長いとは言わぬが、相當の期間何らか國家的保護を與えるとか、國家的施設を設けるとかいうことをしなければ、この法律實施と同時に期間の間、非常に世の中に凸凹ができる来て、まずいものができるのではないかということを、他日商工當局から適當の機會に伺つておきます。

それからたゞいま厚生大臣のおつしやるよう、労働者の義務の觀念は、まつたく自覺にまつより途はないのだと仰せられましたが、その通りです。しかばん労働者の自覺といふものはどこから出るのか。まず第一には生活の問題でしよう。食うことのできない者は善惡の判断できません。いわんや教育の程度においてやゝ低きにあるところの労働階級が、食うことができるなくて何の自覺でございましようか。そこでこの基本法によつて最低限度の生活を保障し、人たる生活をさせることが段階になりまして、食うことがまづできたならば、神聖なる意味における労働の社會的意味といふものもほんとうに自覺せしむるためには、教育の問題だと私は思ふ。そこでこの法案を見ましても、労側者の権利を保障し、労働者の地位を向上せしむる上に、まことに微に入り、細をうがつた親切な法案であるが、さて労働者をいかに精神的に向上せしむるかといふ教育の問題については、はなはだ薄いと思う。要は生活の保障があり、労働者の生活を保障した以上、彼らの自覺にまつて、

ようけれども、粉食を配給してくれる。境内労務者などは粉食なんか、それをパンにして食べるのか、どうして食べるのでし、粉食などではとうてい労働力が出てこない。そういうことがあつたとすれば、これは非常に不親切な話です。食糧の問題については特に御考慮願いたい。問題は坑口八時間労働問題です。現在のようなこんな危険のない時でも、夕張炭鑛では實働四時間半に及ぶのはほとんどないくらいです。労働組合運動が一時脱線しかつたころのような状態の時などは、ほとんど一日實働二時間ぐらいなりつておらぬ。それが去年の十一月には、労働組合の方も非常な自覺に燃えて、國家再建のために自分らが先端に立つてやらなければならぬという、非常にやい傾向に進んできて、共産黨の指導者などを追放して、あらゆる組合組織などをやりかけてから、非常に能率が上がつたということですが、それでも現在實働四時間半だといろ。これが坑口八時間ということになりますときに、はたして今日だけの實働時間を維持することができるのかどうか。九州三池炭礦のときは、ほとんど四時間で割つておるということを聞いておりますが、そういう状態でこの坑口八時間を厳格に實施させて、なおかつ三千萬トンの石炭を掘り出すことができるかどうかを、具體的に納得がいくようにお説明を願いたい。

は確信しておるという御返事をいたしましたのであります。これは適用の問題になりますると、まことに今お話を聞いてない問題がたくさんあつたように聞いております。今の粉食の問題もまさにその通りであつたよう聞いております。どこでどれだけの間そうではないかという資料はたゞいまもつておりませんが、福岡県あたりでもそうであります。どうぞだけの間そうであらそれができなくて粉を食つた、あるいはとうもろこしを食つたといふような事情は、私ども現地において前に聞いたことがあります。こういうような面は、ぜひ一日も早くそぞろに努力して貰っておりますので、原則的に米麥を中心——といふより、米麥をもつてやられるような状態にせひ進めていたくように、私ども努力いたしたいと思つております。

と思つております。時間の問題もちらりと
必要であります。時間がたゞ長い
く——かりに八時間を十時間とか十二
時間にしてもほんとにう働きなけれ
ばどうにもならないのは、御承知な
く——通りであります。幸いにいたしまして
先ごろ賃金値上問題が起つたのであり
まするが、この問題につきまして政府
が出てるとか、あるいは第三者が仲裁
入るとかいうことまで至らずして、業
者と労務者との間に隨分いろいろと折
衝して、基本的にいろいろ論じ合い、
ある場合には話が破れそうになつたの
であります。兩方とも、どうしても
生産増強という面において話合いをす
るといふ熱烈な氣持が結晶いたしまし
て、遂に兩者の間に妥結をみた。それ
によりまして、業者と労務者とがそろ
つて私のところへ共同聲明をもつてみ
えまして、その共同聲明によりますと、
は要求したのである、たゞいたずらに
われ／＼は三千萬トン増産にあらゆる
努力をする、この間の賃金値上問題も
のだといふ意味の説明がありました。
實は三千萬トンにするためにわれ／＼
共同聲明において、今年はぜひ三千萬
トン出すのだという聲明をいたさきま
して、私は非常に喜んでおるわけであ
ります。そういう状態でありますから
必ず私は來年度三千萬トン増産はでき
るだらうと、いふことを確信いたしてお
るわけでござります。

れは先ほど來厚生大臣とも幾たびも繰返えしてお話し合いをしたところでありあります。しかしながら労働者の自覺が能率を増すというなら、日本の労働組合を正純な形において發展させていく以外には今日の段階では途はないと思ひます。労働組合に對する厚生當局あるいは政府などの考え方があら少し親身でなければそうはいかぬと思う。労働組合の正純なる發展を阻害せばれるような行爲をかりそめにもなすもの、あるいはそういう傾向のある政治上の働きかけなども、政府の力によつて何らか、労働者自身の永遠の幸福のために排除してやるというくらいな、積極的の意慾がなければ私はいかぬのだと思います。要は能率の問題は労働者の自覺だという、自覺だといふならば、今日労働組合によつて指導されておる労働者とくらべて、その組合の正純なる發達を期待する以外に途はないので、それらについては厚生當局等は特に直接關係があるので、労働組合の正純なる發展のために積極的にどういうよろなお考えをもつておるか、なおそれに對する一つの方法等があるかどうか、たゞ漫然と自然に任しておくのかどうかといふことについて、もつとそれを正純にするためにこの基本法ができるのでありますようから、こういうことによつてやつしていくといふだけなら、それは通り一遍のお答えであつて、労働運動に對する厚生大臣の信念的な御答辯を伺いたいと思ひまげました労働教育という問題が根底にす。

なると思います。それから労働基準法を中心にして、その形の運用は労調法でやつていくという形をおきまする、何といふますか、一つのアジャストメントメントということです、労働者にも十分に生活のできるような條件を與え、そうして勤務意欲も増進させていくこと、これが建前であります。なお労働組合法につきましても、あれは御承知の通り旬率の際にできたものであります、運用上いろいろ、委障のある點もあります。これはいろいろ民意を徴しまして、實際の考えに基きまして、適當な機會にまた改正をしたいといた考えであります。またたゞいま御指摘の、勞働組合の正當なる運用を阻害するような行爲に對して、どういう考え方をするかというよくなお尋ねであります。一方におきましては、これは憲法による言論の自由ということでも十分尊重しなくてはなりません、また同じやり方でも、よほどデリケートな關係がありまして、また彈壓的の傾向をもつてもこれはいかぬのであります。ところは、政府も腹をきめてやつていいという考え方をもつております。

ネストにまさにはいらんとする直前に
おいて、マツカーサー元帥の聲明が發
せられた。そのことによつて、ゼネス
トにはいらずして、不幸を見ずにこの
問題が收まつた。それが労働協約ある
いは賃金等の問題に關しても、やゝ打
開の途が開けるようになりましたこと
は、御同様國家のために慶賀にたえな
いことであります。今後新憲法のもと
に戦争放棄までも決意している日本民
族が、再び國內において流血の慘事を
見るなどということは、まさに日本を
滅亡のふちに沈淪せしめる以外の何も
のでもない。すなわちこれらの指導者
といふもの、一部の徒黨を組んだる者
どもが、この混亂に乘じて政治的野望
を全うし、彼らの國をもつてすれば人
民政府樹立といふのでございましよう
が、一つの流血的革命をあえてしてま
でも野望を達せんとする不逞の行動で
あると私は言う。總理大臣が一月一日
に、「一部不逞の徒があると言つて物議
を醸した」というのはそのことなんだ。
われくは日本の勞働者全般を不逞の
徒とは申しません。私が一月一日に總
理大臣があゝ言われた言葉はなるほど
はどうなのか。これを取締らずして何
を取締るのか、私はたゞいま申し上げ
たことがたゞ一片の世間の風評に過ぎ
ないとしたならば、日本のために幸福
だと思つている。しかるにそれから三
日の後、共産黨の志賀君が本會議の壇
上に立つてこのことを裏書されまし
た。そういうことを言つたのは共産黨
でない、共産黨を脱落した者だと言
う。そしてそれは石川島造船所の勞

勵組合に居るんだと言ふ。私は愕然とした。これは單に世間のうわさだと思つたら、現に帝都のまん中、志賀君の言葉を聞くならば、石川島造船所の組合で現にそういうことが行われている。しかしそれを指導したのは共産黨を脱落した者だ——脱落したかしないか、それが知つてゐる。すなわちそれは共産主義者であつたに違ひない。そういう者の存在を日本の労働運動の正統な發達のために黙過していくのだらうか、それが日本の労働者の幸福であらうか、驚くべきことだ。私は日本の労働運動の正統な發達のために、政府はよほどの決意がなければいかぬものだというふことをこの際特に力強く申し上げたいのであります。これはあえて大臣の御答辯を私は要求するのではない。本會議における私の陳辯が、議場騒擾のため不徹底でありましたために、この際特に繰返して、日本労働運動の正統なる發展のために、かくのごとき不逞の行動が現に行われつゝあることを私は悲しむのあまり、そうして國民とともにこれを警戒しなければならぬということを、特に政府當局においては注意を喚起していくべきだと思います。

内閣 こうしき 権能なる人間は反動保守などと言ふ側の手によつて、勞働者の保護のための三大法案が決定せらるるといふこと、これはおもじり現象でありますて、世間いうところの反動でもなければ、保守でもない。今日の日本に保守反動などといふことはあり得ない。まつたく現實を見て、ほんとうに現實に即した政治をやつしていくというところにはんとうの政治がある。寧理空論を抱いたり、あるいは夢のごとき理想を抱き、はなはだしきに至りましては、労働者の指導を混亂に導いて政治上の野望を満たさんとするがごとき輩によつては、祖國は斷じて復興ができないのだ、こういうことを探は考えまして、われくが與黨である今日の吉田内閣は、勞働基準法をつくるがごとき誠意と熱情をもつて、あらゆる政策、あらゆる政治行動は徹底していただきたい。そのことをわが國の勞働運動の正純なる發展のために祈りをさゝげつゝ、政府の健全なる御健闘を私は祈りつゝ、この法案に賛成の意を表するものであります。私の質問をこれで終ります。

前年の夏の講會の時に労議法が委員會にかゝりました時に、私は河合厚生大臣に労働調整法による公益事業に從事する従業員の争議を制限をされないこと、官公吏の争議を禁止をされること、この人たちに對してはいわゆる公益公務に從事しておるがゆえに、労働組合法による當然の争議権というものを制限禁止されておるのであるから、この人々に對しては特に生活を保護し、保障するということが大事である。そういう點からそうした労働組合の代表者を加え、國民の代表を加え、あるいは當業の責任者をもつて、特別なるところの生活保護、保障の機關を設置して、この人々をして爭議に至らしめないようには、また生活の不安を起さしめないように、その時代に適應したるところの生活を保障するということが大事である。そういう見地から、そういうふ機関を設置して、この人々の不安を除去するようにという質問をいたしましたのに對して、河合厚生大臣は、それは大事なことであると思うから、ぜひそういうことをしたいという、きわめて熱心に賛成的な答辯をされておるのであります。ところがそれは單なる當時の政治的ななセチニアとして答辯されたに過ぎないことを私ははなはだ遺憾に思つておるのであります。もし當時河合厚生大臣が約束をされたことを即時に實施されつたならば、たとえば電産争議のあの問題のごとき、特に先般の二・一ストのあの騒ぎのごときは、當然この機關によつて解決されたはずである。ところが、何らそういうことに責任をもつて果されない結果となり、そうした數々の重大な事件をひき起してきておるのである。

○河合國務大臣　たゞいま伊藤君からお尋ねがありました點をお答えいたしましたが、昨年の労働調整法の通りましたのは月末かと存じております。それから御承知の通りに、電産のストが起き、その他いろいろ教職員問題、今年のゼネストにかゝつておることはもう御承知の通りでございますが、政府といたしましても、できるだけ迅速にあの時にお約束しました給與審議會をつくり、あるいは官公職員の待遇改善委員會をつくると、いう線に沿うては、ずいぶん努力をしまして、その時からすでに、議會が終つて間もなくその意圖も明らかにし、その案もつくつて進行したわけであります。ところが、いろいろこれは事情がありまして、なかなか思ひよるに済りませんと、いうことは、はなはだ遺憾な次第であります。それからもう一つ、社會的情勢が御承知の通りに昨年から非常なピッチで變りまして、あの時の十月くらいから十二月、今年の一月二月と、物價の問題、あるいは賃金の問題であります。それでそれに追われるというような形でありますと、やはり情勢の變化、あるいは一種の安定ということを見て間題を具體的にきあなければならぬといふことになりますが、これに對して政治的な良心責任というものをどういうようにお感じになつておるかということをまず先生に伺つておきたい。

うような情勢があつた點も、多少御参考慮願いたいと思つております。たゞ事實上はこの二つの問題がはなはだ遅れたことは、遺憾に思う次第であります。
○伊藤(卯)委員 そうした公益事業、官公吏諸君等の待遇、給與等に關する特別なる機關を設置するといふことは、別に法律を要しないで私はやれることだと思いますのであります。そうすれば昨年の秋に直ちにそうした機關を制定されであつたならば、當然國民がああしたような不安を抱く。あるいはマッカーサー司令部からあゝした命令を受ける。そぞろいよくな國民に不安をもたせ、司令部から特別な命令を受け失態を演じなくて、大體問題が片づけられたのではないか。しかるにそぞらいうことをやろうと思えば直ちに機關がやれることをやられないであつたということは、この重大なる審議事件等に關する責任が、河合厚生大臣、同時に現政府に全般的にあるものだと私は思う。いわゆる政治的怠慢の結果がこうした結果をひき起していると思うが、この點に對して政治上の責任をどういうようにお考えになつておりますか。
○河合國務大臣 政府としては努力をいたしておりまして、怠慢ということはあたらぬと思つております。しかしながら結果として事實上その問題が遅れたということには、はなはだ遺憾の意を表するというふうに御諒承を願いたいと思います。
○伊藤(卯)委員 それならば、その後に至つて、特に二・一スト問題等のあした重大なる事件後において、昨年調査法のときに私の質問に對して公約

をされたそらした機關設置に對して、急速にやらなきやならぬということをお感じになつてゐるかどうか、あるいはさような必要はないお感じになつておられるか、この點を伺いたい。

○河合國務大臣 機關の設置につきましても、急速にやらなくちやならぬことは同感でありますし、現に給與審議會のごときも第一回を開きまして、近いうちに第二回を開く豫定であります。官公吏職員の待遇改善委員會のごときも、現に事實上の會としまして、準備會を開いて進行しているわけであります。たゞ給與審議會につきまして、はなはだ遺憾なのは、第一回を開きましたところ、いろいろの事情及び御主張があつたために、議事の進行が圓滿にまいまりません。しかし性質がきわめて協調的にるべき會の性質でありますから、その圓滿を期するために昨今非常な努力をしておるのであります。大體の見込みが立つたので、近いうちに實質上の會合を開きたい、つもりであります。

○伊藤(卯)委員 そうした一般給與機關等で、この公益事業に從事する労働者、あるいは爭議を法律上禁止されるところの官公吏の人々の待遇、給與問題も、一般給與問題の中において、取上げられるつもりである。昨年からの大約による特別なる機關等をもつてやられるつもりであるが、この點を伺いたい。

○吉武政府委員 たゞいま御意見がありましたが、少し詳しく申し上げますと、昨年の勞働法が出来ましたときに、伊藤さんから御質疑がありまして、大臣がお答えいたしましたのは、官公吏の待遇について、委員會のようなもの

を設け、そこで合理的な方法で進めていきたい、こういうことがあります。今公益事業を御指摘になりましたが、公益事業全部についてといふ意味ではないのでありますと、御承知のように公益事業と目されるものは大體政府事業が多うございますから、事實上はほとんど大部分は官吏待遇改善委員會によって進めでまいることになると思いまするけれども、政府事業でないものにつきましては、今の官吏待遇改善委員會で取上げるといふわけにいかないと思います。それらは一般のいわゆる經營審議會なりあるいは勞働委員會等の合理的な機關によつて進めざるを得ないのではないかと思います。たゞいま大臣からは、その兩方についての経過を御説明になつたのでありまするが、事實その通りでありますと、政府は勞働調査法を施行いたしますると同時に、待遇改善委員會を約束いたしましたから、直ちにその機構をつくつて進めたのでありまするが、これもいろいろ折衝するところも多うござりまするし、またその中の機構につきまして内部にもいろいろ意見が出まして、延びくになつたことは私どもはなほだ遺憾に思いまするが、政府としては、全力を注いでそれが結成に努力はしてまつたのであります。二、一ゼネスト以後、直ちに官吏待遇改善委員會は、正式な委員會ということになりますとながなか日をとりますので、準備會として、官公吏のあの爭議の解決をいたしました翌日か翌々日くらいから、實は數回にわたつて審議を進めておりました。さしあたつての問題は、先般決定されました暫定給与を中心いたしまして、今進みつゝあるような状況であります。

ります。それから、一般的の問題といなしては、やはり何を申しましても給與の問題が中心でありまして、これにつきましてはいろ／＼意見がある。これらにはやはり科學的な資料に基いて、合理的な一つの水準をつくりませんかと、雙方に意見がありまして、いたずらなる紛議を生ずるのでありますから、これはまた給與審議會として、一般の給與の問題を取扱うべく進めて、いるわけであります。これもたゞ大臣からお話をありましたように、なか／＼いろいろな意見がありまして、議事の進行が必ずしもはかる／＼しくございませんが、その後勞資間に非公式に折衝を進めまして、ようやく大體の意見がまとまりまして、近く發足するつもりでおります。

もありしやべり過ぎまして、今度は不言實行をいたすようになりますと、いう逃げ口上の答辯をされておつたのであります。が、そういうことでとにかく本會議なり委員會等で答辯されたことは、政治的に非常に重大なる責任を感じられなければならぬ。政治家として良心的でなければならぬはずである。ところが國民から疑惑をもつて政府に信頼しない、閣議決定を信頼しないといふことになるなら、一體國民はどの政府、どの政治を信頼してよいかといふことにならざるを得ないと私は思うのである。今もこの意見がなかなかまとまらないという答辯であります。が、それは各省間における交渉が不統一で、意見が對立してまとまらぬですか。たとえば各省間における、從來から官僚のもつてゐるセクショナリズムの對立、あるいは内閣の各省間における不統一とか、内輪のことからそれがさらに後れるとか、もしくは關係方面の點において非常に後れるのか、この點を明確にしていただきたい。

くにならぬことも事實であります。これは大戰爭後のことでありますから……、たゞ政府は誠心誠意國民のため、國家再建のため一生懸命やつてゐるといふことだけは、私は斷言して憤らぬつもりであります。

審議會の後れた事情については、なだいま役所内のセクショナリズムは非常に減りました。たとえば預算にしても、千三百億の豫算が六百億に一般豫算がつまつたときも、豫算の復活の請求のときにも、わずか二時間か三時間で片づいている。今までの例によると數日間を費す。殊に内閣がそのために瓦解したこともある。しかるに今度は細かいことは皆伏せて、すべて國家再建のためいさういやながむかということに各省とも意見が一致しておりますから、おびただしいセクショナリズムは、私はよほど減つたという考え方であります。この問題はセクショナリズムのために後れたのないことを私は言明してよろしいと思います。

○伊藤(卯)委員 セクショナリズムをだいぶ薄らぎ、統一がとれて急速にやられるといふことはまことに結構であります。一體官吏の給與のそりしり、特別機關の設置なり、あるいは給與審議會の信頼されるよしな機能の發揮なり、そういうことはおそらくいつごろまでに制定されるつもりであるか。實はこうした差しめた問題をお伺いするのには、とかく答辯が政治的ゼスチニアになつて、證據物權があとに壁らないことになりますから、これをきわめて時間的に伺いたい。時間的にしつかりしなければ國民も労働者も信賴しないのであります。そういう意味で

○吉武政府委員 紛糾審議會について
はすでに成立し、發足しております。
たゞ發足しましたけれども、當初にい
るいろいろ議論が出来まして、議事の進行が
思うようにいかない。それをむりやり
に進めるることはよろしくありませんか
ら、非公式に勞資双方の折衝をしてお
るという状況であります。これも先ほ
ど申しましたように、大體意見が落ち
つきまして、ごく近く再開して進行す
ることになつております。御諒承願い
たいと思います。それから官吏交換改
善委員會は、實は準備會として既に發
足しております。正式の會は近くく
るつもりでありますが、これは組合側
の意向もありまして、正式の會より
も、準備會のよくな形でしばらくやつ
てほしいということでありまして、實
はそういう形になつておるわけであり
ます。御諒承願います。

とが、新聞その他に報せられていますが、この點は厚生當局がよく御承知だと思います。そういうことで、對等の地位といつても、いまだ對等の地位を具體的に實行するという勞働協約の締結もできておらぬ現状であります。勞働協約のできる組合と使用者の間ににおいても、經營協議會とか、いろいろな形で、勞資双方の機關構成をしておるが、その多くはいまだ形式的につくられておるのでありますし、經營協議會といつても、この線までははいつてよろしいが、この線以上にはいつては相ならぬということで、眞に經營に参加するような、協力のできるよくな點まで進められた、勞働協約による機關構成の運営はやられておらぬというのが現狀である。そういう點からしばしば労働協約を結んでおつても、それが無視され、争議行為にはいらざるを得ないことが多い。だから労働協約による經營協議會の運営によるその經營體の安定性といふものが、今なお定まつておらないといふことは御承知の通りであります。以上のようなことがありますと、一體對等の地位に立つきめることが實行の面に強制されるというものは、何ものもこゝに見出しこれがやれるか。法文によればこの條文にそした強制的な面がなくて、大體こうしたこの法に感られたような一切が完全に實施され得るとお考えになつているかどうかを伺います。

ん。お話を通りであります。これは今後労働協約を締結させて行くといふとの望ましいことは、お話を通りであります。また、協約のあるものについても、經營協議會があるが、實際經營參加までは、いつていいないといふお話であります。が、經營協議會の設けられていることは、これまた非常に結構だと思います。しかしながら、經營協議會を法律をもつて強制をするということは、必ずしもこれは私どもよくないと思います。というのは、企業にはいろいろな企業があり、またいろいろの事情がありまして、それはやはり使用者側、労働者側お互いの納得の上でゆきませんと、それを法律をもちまして盡的的に強制をするということは、形の上ではできましても、事實上運営の上において缺くるところが多い。これはかつてドイツでも、そういう事例が第一次大戦後においてあつたように私ども聞いておりますので、その點は強制をいたさないことにしているのであります。

どうか。これがやつていけるといううところとあるならば、その多くが労働協約を放棄して今日團體交渉に移り、ストライキに訴えんとしていることは、厚生當局はすでに御承知のはずである。そのおもなるもの、大きなものはほとんどといつていいくらい、労働協約及び經營協議會がつくられてあつても、業者側でこれらを履行しない。それから協約は形式的である。實際に労働者を對する等の地位、資格において労働組合を扱つていいないというところから、この労働協約を放棄し經營協議會を信頼しないで、團體交渉等によつて問題がひき起されていることは御承知の通りである。こうした事實が現に深刻に現われているときに、一體この程度ではたして完全にやつていけるといふお考であるがどうか。われくはこれに對して非常な疑惑というか、不安をもつてゐるのである。だからこの第二條に對しては、現段階においては、協約締結されたものは相當強制力をもつといふようなものをもつてされなければ、私は労働協約の根本精神に立つ産業平和、安全全保障としての労働組合が、完全に信頼提携をして協力していくといふことが、依然として破棄されてくるということになりはしないかと思うが、このことに対するどうお考えになりますか。

○河合國務大臣 労働基準法といたしましては、大體公益上の見地から、労働者保護に必要な面だけは、できるだけ明瞭化に規定していくことが必要だと思ひますけれども、大體はやはり國家が積極的にこれを保護するといふくらいのことは、やはり經營者側と労働者側の協調と申しますか、あるいはデモクラチックな發達によりまし、

自主的にやつしていくといふ建前をとつて、いくべきもので、労働問題全體を自覺にまつといふ、二つの大きな思想の、やはりなわのようになつたところに労働問題の健全なる發達があるのだといふうに考えておりまして、そのマージンを、その線をどこで、ひくかの問題、たゞいまの質問もそういうふうに觸れておると思いますが、私どもは今日の各般の情勢を考えまして、この程度が適當なりといふうに考へておる次第であります。

うもののがつくられておりますけれども、労働組合側、現場側においてこりります。それというのはやはり労働組合ができており、労働協約を結んでござつても、それを對等の地位に立つて、眞にこれを認めてやつていこうといふことを資本家側の方でやつておらぬである。たとえば經營が非常に不振で赤字の場合は、その帳簿を見せていろいろ説明をするが、たとえば赤字面にそれを支出しておる。あるいはまた材料を買込んだ中に置いて、その材料は使つたごとく帳面に書上げておる。そういうような點で經濟面に性質はそれはまだ倉庫に残つておるといふようなことの検査なんといふものに対するは、これはやはり隱そらとしておる。そういう點から經濟復興會議は労働組合側がタッチするということにしてはいろいろな意味でこれを拒んでおる。そういう點から經濟復興會議は産業復興といふか、産業再開、再建に対して、現場側において、労働組合側は眞にざつくばらんな氣持で労働協約を尊敬し、經濟協議會を信頼してやつていいこうとしておらない。そういうふうな問題が繰結されても、經濟面に労働組合がタッチしておらぬところからそれを認められないで、實行されないところから私はこの質問は單なる賃金、待遇問題とか、労働條件の問題といふことをばかりでなくして、敗戦日本の産業の

再開、再建は、新しい日本の産業経済を労働協約、經營協議會の軌道に乘せることを、お伺いしたいのであります。現代のような状態において産業が再開、再建され、完全にやれるという見透しをもつておられるかどうかといふことを、お伺いしたいのであります。

○河合國務大臣 労働協約の點、あるいは使用者側の點について、たゞいま御指摘のような事實も多くの中にはあります。しかし大體において、やはり労働協約といふものは契約原則に基きまして、そうしてこゝに労資との間の彈力性をもたせていく。そして百態百様、工場の状態なり、産業の状態に應じていくことは大切なことであります。殊に今日のような日本の状態におきましては、いろいろな點において変化性のははだしく、そうして不十分な點も多いのでありますから、この労働協約であまり固く縛つていくことは、どうであろうか。これに一つのノルマルをもたせたり、あるいは強制力をもたせたりして、一つの國家の法律のようになつていくことは、私はかえつてどうかという氣持をもつて、だよいまの御質問を聽いた次第であります。事實であるけれども、これはたゞ労資の間の問題だけよりも、もつと日本というものの終戦における本質的な問題がいろいろあるので、労働協約がどうなるからというので、こ

の問題はどう轉回されるかといふようあります。しかしながら、將來は労働協約の締結及びその實行といふことに對しましては、政府も十分注意していく考え方であります。

○伊藤(卯)委員　これは非常に時間的にさし迫った點になりますからお伺いしておきたい、と思いますが、從來から炭鑛の労働賃金の點におきましては、政府も何らかの機會等において發表されておるのであります。坑内労働賃金は地上労働の八〇%收入を多くしなければならないであろうといふよろなことを言つておられるし、炭鑛の労働賃金に對しては、一般工場その他より相當待遇をせねばならぬであらうといふようなことを言つておるようあります。しかし、そこでは現内閣は炭鑛労働賃金に対して、ほんとうに責任のある考え方はどういう點にあるのかといふことを、非常に疑惑をもつておるのであります。が、先般來から全日本の炭鑛労働がゼネスト等の問題にはいりはしないかどうかといふことが、非常に國民的に危惧されでおつたのであります。この問題は、さいわいに片づきましたが、しかし、これらは本年度の暫定處置として片づいておるだけでありまして、明年度、いわゆる来る四月から新しい

○伊藤(卯)委員 今内務省に選舉に關係する問題等で一、内務省からお見えになつておるようでありますから、多分お急ぎではなからうかと思いますので、この點を先にお伺いすることにいたします。實は御承知のように、この春にはおそらく歴史的ないところの選舉が數々行わるわけでありまして、これはおそらく世界的に類例のない大きな選舉であるだらうと思うのでありますか、御承知のようになんに炭礦鑛山等は非常に地理的に不便なところにあることは申し上げるまでもございません。選舉の投票場であるところの學校なり、指定の場所に行くこともかなりな距離があることも御承知の通りであります。そこで今度のようになんに一時にたくさん選舉が行われるといふことになれば、やはり炭礦としても

これを全部公休日にするということはなかなか容易でない。また公休日に対することがそれだけ重要な石炭の出炭ができないくなるのじやないか。これはやはり國家産業再建上から見ても、單に形式だけで取扱つてはいかぬのじやないか。そこでやはり炭を出すためにはわざ／＼休んで行けないといふことになると、おのずから棄権といふことにもなつてくるのじやないか。そこで棄権を防止することをまず第一考えなければなりますまい。そういう見地から炭礦等でも、今度の選舉においては個々の炭礦に投票箱等を備えつけまして、その炭礦においてあるいは朝が夜か、仕事の出かけか、歸りがけに投票ができるようにする便利を與えてやるということになれば、棄権も防止され、重要な石炭の増産にも障害を來させないといふ、一舉兩得のことを行えるのじやないか。そういう點から勞働組合關係等におきましても、また經營者側においてもそれを切實に希望しておるのであります、この點に對して、内務富局の方ではどういふお考えをもつておられるかを伺いたい。

は設けることにいたしております。結局今の質問は、投票所を具體的にどこへ置くかという問題になるだらうと思うのであります。個々の鑛山とか、炭礦等にそれべく一つずつ設けるということは、ちよつとこれはお約束しかねますけれども、結局住民の大多數の人たちが鑛山に働き、工場においてて、そこに設けた方が全體として非常に便利だということになれば、そういう所に設けた方がよろしいのではないかと考えております。大體投票所の問題は、御承知の通り市町村の選舉管理委員會がそれべく適當な場所に置くことにしておるのであります。かたぐれ、今の石炭の問題につきましては、關係省の方からもかねぐれ御要望もありますので、内務省といたしましては、それぞれ地方廳にその點を十分考慮して、投票所については十分配意するよう指導いたしたいと考えております。

ことにつきまして、大體において、普
通勤労に働きました労働者に對しまし
ては、少くも年間二週間以上の有給休
暇を與えているのが、歐米各國におけ
るやう方であると見てよろしい。ところ
がこの法を見まして、そういう點が
まだ明確にされておりません。たとえ
ば一年間一生懸命働いて休暇をもつ
た場合に、直にその健康を取扱い、特
に炭鉱のごときにおきましては、あの
まつ暗いところで、ほとんど年日光
に當らない。坑内の暗やみから家庭に
歸つてくればまた夜である。そのよう
にして大切な日光を浴びることができ
なくなつてゐる。そういう點からしま
しても、やはり年間勤労に働いた者に
對しては、少くとも二週間以上の有給
休暇を與えその休暇を利用して一定
の場所において十分休養し、保健をし
て、さらに明年度十分効くための體力
をつくらうという點において、まことに
われ／＼この法案一般を見て、そ
の點に考慮が拂われていないことを遺
憾に思つてゐるのであります。が、そ
う一點に對して、現在ここにつくられ
てゐる程度で十分とお考えになつてい
るかどうか、伺つてみたい。

もつと引上げて有給休暇をやられることは、これは望ましいことであります。この法律はこれをもつて強制する。いわゆる標準といたしましては、國際労働會議に採擇された水準でやむを得ないのでなかろうか、また結構かと存しております。

○伊藤(卯)委員 その點は、六日間か二週間以上かということは、これは議論になりますから私は申し上げませんが、しかし厚生當局もお調べになつておられるであろうが、今日歐米各國等のいわゆる文化國と言われ、民主國と言われるところの國においての、労働者の勤勉に対する年間の有給休暇といふことを見ますと、六日間なんというものは私はあまり見たことはないのです、その多くはやはり少くとも一週間以上ぐらいに、實際にあたつて事實上實行されておるということを、私も歐米各國の労働組合を訪ねましたときに、そういうことを見聞をしてきたのであります。だからわれわれはやはり今後民主主義的な文化國の労働者として、その健康を保持して労働にいたしまして、労働をするためには、少くとも年間勤勉の者に對しては、二週間以上の有給休暇を與えることが最も妥當だと私は思つておりますけれども、これは見解の問題になりますから多くを申し上げません。そこで、それならば現在のようにつくられてあります程度のものといたしましても、有給休暇を與えておるといつても、有給休暇をどういふように健康的に利用せしめるかといふことが考えられたのである。たとえば休みをやつたといつても、たゞお前的好きにしろということでは、私は今日のこのような悪性インフレ下の現

状において、とうてい休暇をもらつたところで、その健康をみずから回復するといふよくなところを選んで、有意義に健康のために過すということはで、きぬのじやないか。そういう點から、やはり國としては、あるいは海なり山なり温泉場なり、そういうその時節もつとも健康にふさわしいところに、そういう機關を設置をしまして、とにかくそこに行けば、安くて季節に應じて日光もとられ、あには十分なる健康を回復することができる。こう、いう機關を設置して、そこにみずから喜んで行けるといふよくなものをつくつてやらなければ、せつかこのこの休暇といふものを有意義に労働者の方で利用することはできぬのじやないかと、こう思うが、こういう點に對して何ら盛られていないようであるが、そういう點をどういうようにお考えになつておるかをお伺いいたします。

財政難の折柄でありまするから、思ふようにまいらぬですが、そういう線に向つてどし／＼進めて行くということについては御同感でござります。
○伊藤卯委員 この問題等につきましては、別に法律をもつてせなくともよろしいのであります。たとえば適當な地域にそういう機關を設置するといふことは、國がある程度の金を出す、あるいはまた經營者側等においてある程度の金を出すというような、結局問題は金の問題で片づくのじやないか。そこで物資不足、そういう物が足らないといふこともいま厚生大臣が言われたのであるけれども、しかししながらこの點は、私はやううと思えば、戦争中につくりましたところの、また徵用しておきましたところの、いろいろのそういう機關がたくさんあるものであります。戦争中に軍などが、あるいは強制的に命令的に、當時の政府がやつております。戰争中のものがある。ここでおりましたところのものがある。こういうものを結局國と業者側との間で金を出し合つて、買収するなり、借りるなり、設備を施すなりすれば、簡単にこれにやれることじやないかと思う。そう生大臣がもしやらうという決意をもつてやられるならば、私はこれは朝飯前にできることがやれることじやないかと思う。そういう點に對して、別に手續上面倒なことはないのであるから、積極的に厚生大臣がやられるといふ決意をおもちになつてゐるかどうか。あるいはまたそういうものができた場合に、從来はとにかくそれが官僚的にやられてあつたところから、非常に不親切である。何かそこに行つて休養することを耻辱と感ずる、こういうことが、從來せつかく

者に不愉快な感じをもたした經營のやり方がありました。まことに今日まで、從來の軍なり官僚的なやり方が、國民に對してはなはだ不愉快を感じさせたのはそういう點でありました。が、今後はそういうものの經營に對しては必ず労働組合等も、その經營を行うか運営というか、あるいはそのサービスといふか、そういう點に對して早く、ほんとうに自分らの安息所などいうような氣持で參加のできるようになることが大事だと思うのであります。併せてこういう點に對して厚生大臣のお考えになつておられる點をお伺いしたい。

ります。それからトランプ、ポーテーリングの関係がありまして、あまり遠くへは多數の者が行けないというような関係、いろいろの點に拘束を受けてるので、實際問題としてはなかなか單純にはまいりませんが、その方向に向つて、許す範圍において進めたいという考え方であります。

業病に對して、積極的にそういふ對策や施設をもつてやらなければならぬと思うが、こういふ點も何ら取上げられていない冷感な狀態である。こういう點をどういふようにお考えになつておるか伺いたい。

點、これは私もまつたくそれが多いことを感じておるのであります。ところが使用者側の多くは、設備をし、注意をしてやれば、職業病にかかる不幸な人々を當然相當救い得るにかゝわらず、使用者側が營利的な考え方から意つておるために、こういう職業病の不幸な人々を出すと、うなごとをらつても

らば、何人もよくこんなところでなく
さんな家族が住んでおるものだと、ほ
んとうにびつくりするだらうと思ひほ
どであるけれども、從來から住みなれ
ておるから、まあしかたなしに鏡夫諸
君も住んでおるものと思いますが、住
居があれでは、私はどうい健康にし
て文化的な日本の勞働者として、啓勵

い、點はもつとこの法の中に、やはり鑛山労働者の特殊な保護といふか、そういうものを感るべきであつたと思うのであるが、そういう點はほとんど問題にされていない。まずそういう點から、この住宅等の問題について、一體どういうようにお考えになるか。最近おこなはまことん大雨の漏り攻撃、壁

○伊藤(卯)委員 次は職業病の問題で、あります。どうも政府としましても、また經營者側等においても、日本の全體の責任者の考え方といたしまして、職業病に對して非常に冷感なのである、現にいろいろ専門的な研究の結果、それ／＼の有害なる産業において職業病というものがどん／＼出来まして、非常に熱心に働いた結果、若くしてその不幸に陥っていることも随分あるのです。たとえば鑛山等におきましても、御承知のように職業病というものが非常にあります。ところが、こういう職業病に對しての療養、完全にそれを治してやるような施設が問題にならないことをわれ／＼はいつも遺憾に思つておるのであるが、こうした職業病に對する療養施設、あるいはそうした人々を慰めて、なんとかまた健康に復さすように、あるいは健康に復し得ないならば、それらの人々を産業の犠牲者として不安からしめるようにしてやることが、やはり全労働者、また危険な事業に從事する労働者が、喜んでそれに從事することにもなるのであるうと想うのである。現在の場合、そういうものがない關係上、お互にいへります。そういう見地から見ても、やはり有害な産業に從事する犠牲者の職

ることは事實であります。しかし大體の見當は、工場法實施以來專門的にはついておる問題でありますて、この間もちよつと答辭しましたが、肺核などの問題について、どこまでをもつて職業病を見るかというような——職業病というよりは何と言ひますか、使用者側の責に歸すべき疾患を見るかといふような問題に對して疑問がありますが、大體の職業病につきましては、肺核とかあるいは鉛とか、いろ／＼見當がついておりまして、それに對する療養の施設も、たゞいまのところでは特別な療養所はもちませんけれども、相手の病院なれば大體の見當がつきます。今後國立病院の經營の普及あるいは國立病院の地方病院のようなものをどんどんくべくつていきますと、そういうところならば、そういうものに對する對策も完全に行われると思ひます。しかし特にそういう病氣の多いような地方とか、たとえば炭礦の中心地にそういう地方的中央病院をつくることにつきましては、できるだけこの目的に副うように苦慮しておるのであります。

河合國務大臣 工場監督官の制度を
○伊藤(卯)委員 次は炭礦の住宅の問題についてりますが、厚生大臣はこれを観察されたかどうか私はしりませんが、とにかく炭礦の多くの住居といふものは實に言語道斷であります。まつたくそれは奴隸の住居と極言しても私は過言でないと思う。戸をあけて一つの部屋に寝ておる姿を見るな
くして、あることをわれ／＼は見受けるのであるが、こういふ點に對して、もつと積極的に關係當局はやらなければならぬと思うが、この怠慢な狀態に對してどういうようにお考えになつておるかを伺いたい。

今度はよほど親切にやるつもりであります、やはり第一に工場監督官制度の完成ということか、それに對する対策を講ずる最も適當な方法だと思つております。しかしながら今度例の勞働災害保険法によりまして、病院の設備なども完成していくまして、そこで治療を受けさせるといふような點に對して、十分注意をしていくつもりであります。

的な日本の労働者として、あの山間僻地の不自由な所で働く鏗山労働者、炭鑛労働者に對しては、私は何とか住居だけでも、もう少し人間の住んでおるような住居にしてやる必要がある。たとえば汚い話であるけれども、便所のごときにしたところで、一つの長屋の十戸建なら十戸建の端に一つしかない。それから衛生的な點などもまるで言語道斷といふようなことで、とにかく便所へ行くといったところで、一回一回その棟割長屋をまわつていかなければならぬといふような状態では、どうして私は睡眠を保持し、健康を維持し、勞働に誇りをもつて、いろいろなことはできないと思う。こういう點に對しても、當局としてはそれらを放任されても、それで大きなそういうことを相當考えてゐるところでは、最近いくらか、二間くらいのものでもつくづか、二階と下をつくつてやるとかいうところもあるけれども、これははつたく數えるほどもないであります。そのほとんどは舊態依然たる奴隸のような住居であるが、こういう點に對しても、もつと私は產業の重要性から考え、そういう不自由な所に苦痛な労働をしてくる労働者の特殊性を考え、こう

の破れ放題で、破れた壁の間から隣同志が物の取引をしておる、隣りの方をこつちから覗いて見ておる、煙を張つておる、そういうようなことをそのまま當局では放置しておいて、それで石炭を掘れとか、やあ鎌山勞働者は日本のお救國の再建者だと言つたところで、そういう譯辭を受くる前に、まずわれわれの住居をもつとよくしてくれといふことが切實に叫ばれておることである。こういうことに對して何ら施されてないが、一體どういうようく厚生大臣はお考えになつておるか、この點を伺いたい。

うことは、はなはだ殘念としておりましたが、厚生省のわれりの方針といたましては、できるだけこれが證備の完成といふことに努力をしたいつくりであります。たゞ法律上それをこゝに書くということにつきましては、問題の性質がちよつとども、法律でどうという規定を書くということは、抽象的のことは書けますけれども、具體的にどうするといふことはできない問題であります。また各國の労働法規も、そういうよろな幾分積極性をもつた問題については、書いてないのではないかと考えておられます。

○伊藤(卯)委員 やはり何らか國で一つの規格といふか、そういうのをお立てにならないと、經營の方は採算上

の見地から從來の古い習慣そのままを維持して、新しくつくるについても、百年一日のことき考え方で扱つていい

ことは言うまでもない。そういう點から修理をするつてもやはり五十年、

やつてをりますけれども、中以下のところには、あるいは病院なり、そ

ういふ所に對しては、一體どういふように対しては疑問があります。

○伊藤(卯)委員 これはまあ御承知かと思うが、大體工場、鑑山等においては、中以上のところには、あるいは病

院なり、そうした醫療施設なり、健康上の點についても、それ／＼ある程度

やつてをりますけれども、中以下のところになると、ほとんどそい醫療な

がまつたくなつて、いよいよ病院なり、そ

ういふ所に對しては、一體どういふように対しては疑問があります。

○吉武政府委員 たゞいま鑑山における住宅の點に關連して、いろいろの福

利施設に對する御意見ごもつともござります。たゞこの法律といたしましては、先ほど大臣からお話をあります

たように、衛生上あるいは危害上の立場からある程度のことができますが、それ以上の福利施設につきましては、法律で強制するといふ問題ではな

く、今後の指導によるところであると

思ひます。われ／＼といひましても、この法律で強制するだけで、法律の施行が十分だと考えておりません。こ

の法律の上にまだ／＼勞働者保護のための法律が盡すべき問題がたくさんある。今

お話をありました住宅の件、醫療施設

につきましては、今後とも努力するつもりであります。

○伊藤(卯)委員 努力をされるといふことであれば、努力を信頼しなければならぬといふことになると思ひますけれども、どうも從来から、とかく努力

のとして、ここにそいいう機關をもつておるのではあります。そこで具體的なも

うようによれ／＼は考えさせられておるのです。そこで、お考へになるつもりがあるかどうかを伺いたい。

○河合國務大臣 たゞいま伊藤君のお

述べになつた點については、至極同感です。たゞ國家の情勢がこう

いう事態でありますから、豫算的措置をしまして、どこまで豫算がとれるか

といふ問題になるのであります。財政の許す範圍内において、できるだけ

つくつて、その機關を共同的に利用さ

るとか、あるいはまたそいいう機關の共同施設から醫者なり、あるいは看護婦なり、保健婦といふものを巡回的に定めていないのであります。まあ住宅

に對しては、福利の問題になつて、いかどうかといふことに對しては疑問

がありますけれども、大體そいいう線

につきましては、やはり福利施設の指導方針としまして、今の御質問のよう

な點をやつていただきたいという考え方であります。

○伊藤(卯)委員 これは具體的な問題であります。たゞこの法律といたしましては、何ら具體的に政府の方針も聽か

ねし、また勞働憲章ともいべきこの基準法においても、そらしたものに對して注意換起をするといふようなこと

はありますけれども、大體そいいう線

にお考へになつておるか。

○吉武政府委員 たゞいま鑑山における住宅の點に關連して、いろいろの福

利施設に對する御意見ごもつともござります。たゞこの法律といたしましては、先ほど大臣からお話をあります

たように、衛生上あるいは危害上の立場からある程度のことができますが、それ以上の福利施設につきましては、法律で強制するといふ問題ではな

く、今後の指導によるところであると

思ひます。われ／＼といひましても、この法律で強制するだけで、法律の施

行が十分だと考えておりません。この法律の上にまだ／＼勞働者保護のための法律が盡すべき問題がたくさんある。今

お話をありました住宅の件、醫療施設

につきましては、今後とも努力するつもりであります。

○伊藤(卯)委員 努力をされるといふことであれば、努力を信頼しなければならぬといふことになると思ひますけれども、どうも從来から、とかく努力

のとして、ここにそいいう機關をもつておるのではあります。そこで、お考へになるつもりがあるかどうかを伺いたい。

○河合國務大臣 たゞいま伊藤君のお

述べになつた點については、至極同感です。たゞ國家の情勢がこう

いう事態でありますから、豫算的措置をしまして、どこまで豫算がとれるか

といふ問題になるのであります。財政の許す範圍内において、できるだけ

つくつて、その機關を共同的に利用さ

るのが今日の實情である。こういふ場

福利施設の問題に向つて進出したいといふ考えであります。特に石炭のご

ときは、やはり石炭の戦後における労働者のいろ／＼の轉換、その他の問題に對しまして、どうしても私はほかの産業よりも、特にこの問題については、

根本的に労働者が安んじて仕事をしていけるといふような積極的體制は、こ

れはできるだけ早い機會においてとら

にくちやならぬと考えております。

○伊藤(卯)委員 これは具體的な問題であります。たゞこの法律といたしましては、何ら具體的に政府の方針も聽か

ねし、また勞働憲章ともいべきこの基準法においても、そらしたものに對して注意換起をするといふようなこと

はありますけれども、大體そいいう線

にお考へになつておるか。

○吉武政府委員 たゞいま鑑山における住宅の點に關連して、いろいろの福

利施設に對する御意見ごもつともござります。たゞこの法律といたしましては、先ほど大臣からお話をあります

たように、衛生上あるいは危害上の立場からある程度のことができますが、それ以上の福利施設につきましては、法律で強制するといふ問題ではな

く、今後の指導によるところであると

思ひます。われ／＼といひましても、この法律で強制するだけで、法律の施

行が十分だと考えておりません。この法律の上にまだ／＼勞働者保護のための法律が盡すべき問題がたくさんある。今

お話をありました住宅の件、醫療施設

につきましては、今後とも努力するつもりであります。

○伊藤(卯)委員 努力をされるといふことであれば、努力を信頼しなければならぬといふことになると思ひますけれども、どうも從来から、とかく努力

のとして、ここにそいいう機關をもつておるのではあります。そこで、お考へになるつもりがあるかどうかを伺いたい。

○河合國務大臣 たゞいま伊藤君のお

述べになつた點については、至極同感です。たゞ國家の情勢がこう

いう事態でありますから、豫算的措置をしまして、どこまで豫算がとれるか

といふ問題になるのであります。財政の許す範圍内において、できるだけ

つくつて、その機關を共同的に利用さ

るのが今日の實情である。こういふ場

福利施設の問題に向つて進出したいといふ考えであります。特に石炭のご

ときは、やはり石炭の戦後における労働者のいろ／＼の轉換、その他の問題に對しまして、どうしても私はほかの産業よりも、特にこの問題については、

根本的に労働者が安んじて仕事をしていけるといふような積極的體制は、こ

れはできるだけ早い機會においてとら

にくちやならぬと考えております。

○伊藤(卯)委員 これは具體的な問題であります。たゞこの法律といたしましては、何ら具體的に政府の方針も聽か

ねし、また勞働憲章ともいべきこの基準法においても、そらしたものに對して注意換起をするといふようなこと

はありますけれども、大體そいいう線

にお考へになつておるか。

○吉武政府委員 たゞいま鑑山における住宅の點に關連して、いろいろの福

利施設に對する御意見ごもつともござります。たゞこの法律といたしましては、先ほど大臣からお話をあります

たように、衛生上あるいは危害上の立場からある程度のことができますが、それ以上の福利施設につきましては、法律で強制するといふ問題ではな

く、今後の指導によるところであると

思ひます。われ／＼といひましても、この法律で強制するだけで、法律の施

行が十分だと考えておりません。この法律の上にまだ／＼勞働者保護のための法律が盡すべき問題がたくさんある。今

お話をありました住宅の件、醫療施設

につきましては、今後とも努力するつもりであります。

○伊藤(卯)委員 努力をされるといふことであれば、努力を信頼しなければならぬといふことになると思ひますけれども、どうも從来から、とかく努力

のとして、ここにそいいう機關をもつておるのではあります。そこで、お考へになるつもりがあるかどうかを伺いたい。

○河合國務大臣 たゞいま伊藤君のお

述べになつた點については、至極同感です。たゞ國家の情勢がこう

いう事態でありますから、豫算的措置をしまして、どこまで豫算がとれるか

といふ問題になるのであります。財政の許す範圍内において、できるだけ

つくつて、その機關を共同的に利用さ

るのが今日の實情である。こういふ場

福利施設の問題に向つて進出したいといふ考えであります。特に石炭のご

ときは、やはり石炭の戦後における労働者のいろ／＼の轉換、その他の問題に對しまして、どうしても私はほかの産業よりも、特にこの問題については、

根本的に労働者が安んじて仕事をしていけるといふような積極的體制は、こ

れはできるだけ早い機會においてとら

にくちやならぬと考えております。

○伊藤(卯)委員 これは具體的な問題であります。たゞこの法律といたしましては、何ら具體的に政府の方針も聽か

ねし、また勞働憲章ともいべきこの基準法においても、そらしたものに對して注意換起をするといふようなこと

はありますけれども、大體そいいう線

にお考へになつておるか。

○吉武政府委員 たゞいま鑑山における住宅の點に關連して、いろいろの福

利施設に對する御意見ごもつともござります。たゞこの法律といたしましては、先ほど大臣からお話をあります

たように、衛生上あるいは危害上の立場からある程度のことができますが、それ以上の福利施設につきましては、法律で強制するといふ問題ではな

く、今後の指導によるところであると

思ひます。われ／＼といひましても、この法律で強制するだけで、法律の施

行が十分だと考えておりません。この法律の上にまだ／＼勞働者保護のための法律が盡すべき問題がたくさんある。今

お話をされました住宅の件、醫療施設

につきましては、今後とも努力するつもりであります。

○伊藤(卯)委員 努力をされるといふことであれば、努力を信頼しなければならぬといふことになると思ひますけれども、どうも從来から、とかく努力

のとして、ここにそいいう機關をもつておるのではあります。そこで、お考へになるつもりがあるかどうかを伺いたい。

○河合國務大臣 たゞいま伊藤君のお

述べになつた點については、至極同感です。たゞ國家の情勢がこう

いう事態でありますから、豫算的措置をしまして、どこまで豫算がとれるか

といふ問題になるのであります。財政の許す範圍内において、できるだけ

つくつて、その機關を共同的に利用さ

るのが今日の實情である。こういふ場

福利施設の問題に向つて進出したいといふ考えであります。特に石炭のご

ときは、やはり石炭の戦後における労働者のいろ／＼の轉換、その他の問題に對しまして、どうでも私はほかの産業よりも、特にこの問題については、

根本的に労働者が安んじて仕事をしていけるといふような積極的體制は、こ

れはできるだけ早い機會においてとら

にくちやならぬと考えております。

○伊藤(卯)委員 これは具體的な問題であります。たゞこの法律といたしましては、何ら具體的に政府の方針も聽か

ねし、また勞働憲章ともいべきこの基準法においても、そらしたものに對して注意換起をするといふようなこと

はありますけれども、大體そいいう線

にお考へになつておるか。

○吉武政府委員 たゞいま鑑山における住宅の點に關連して、いろいろの福

利施設に對する御意見ごもつともござります。たゞこの法律といたしましては、先ほど大臣からお話をあります

たように、衛生上あるいは危害上の立場からある程度のことができますが、それ以上の福利施設につきましては、法律で強制するといふ問題ではな

く、今後の指導によるところであると

思ひます。われ／＼といひましても、この法律で強制するだけで、法律の施

行が十分だと考えておりません。この法律の上にまだ／＼勞働者保護のための法律が盡すべき問題がたくさんある。今

お話をされました住宅の件、醫療施設

につきましては、今後とも努力するつもりであります。

○伊藤(卯)委員 努力をされるといふことであれば、努力を信頼しなければならぬといふことになると思ひますけれども、どうも從来から、とかく努力

のとして、ここにそいいう機關をもつておるのではあります。そこで、お考へになるつもりがあるかどうかを伺いたい。

○河合國務大臣 たゞいま伊藤君のお

述べになつた點については、至極同感です。たゞ國家の情勢がこう

いう事態でありますから、豫算的措置をしまして、どこまで豫算がとれるか

といふ問題になるのであります。財政の許す範圍内において、できるだけ

つくつて、その機關を共同的に利用さ

るのが今日の實情である。こういふ場

福利施設の問題に向つて進出したいといふ考えであります。特に石炭のご

ときは、やはり石炭の戦後における労働者のいろ／＼の轉換、その他の問題に對しまして、どうでも私はほかの産業よりも、特にこの問題については、

根本的に労働者が安んじて仕事をしていけるといふような積極的體制は、こ

れはできるだけ早い機會においてとら

にくちやならぬと考えております。

○伊藤(卯)委員 これは具體的な問題であります。たゞこの法律といたしましては、何ら具體的に政府の方針も聽か

ねし、また勞働憲章ともいべきこの基準法においても、そらしたものに對して注意換起をするといふようなこと

はありますけれども、大體そいいう線

にお考へになつておるか。

○吉武政府委員 たゞいま鑑山における住宅の點に關連して、いろいろの福

利施設に對する御意見ごもつともござります。たゞこの法律といたしましては、先ほど大臣からお話をあります

たように、衛生上あるいは危害上の立場からある程度のことができますが、それ以上の福利施設につきましては、法律で強制するといふ問題ではな

く、今後の指導によるところであると

思ひます。われ／＼といひましても、この法律で強制するだけで、法律の施

行が十分だと考えておりません。この法律の上にまだ／＼勞働者保護のための法律が盡すべき問題がたくさんある。今

お話をされました住宅の件、醫療施設

につきましては、今後とも努力するつもりであります。

○伊藤(卯)委員 努力をされるといふことであれば、努力を信頼しなければならぬといふことになると思ひますけれども、どうも從来から、とかく努力

のとして、ここにそいいう機關をもつておるのではあります。そこで、お考へになるつもりがあるかどうかを伺いたい。

○河合國務大臣 たゞいま伊藤君のお

述べになつた點については、至極同感です。たゞ國家の情勢がこう

いう事態でありますから、豫算的措置をしまして、どこまで豫算がとれるか

といふ問題になるのであります。財政の許す範圍内において、できるだけ

つくつて、その機關を共同的に利用さ

るのが今日の實情である。こういふ場

福利施設の問題に向つて進出したいといふ考えであります。特に石炭のご

ときは、やはり石炭の戦後における労働者のいろ／＼の轉換、その他の問題に對しまして、どうでも私はほかの産業よりも、特にこの問題については、

根本的に労働者が安んじて仕事をしていけるといふような積極的體制は、こ

れはできるだけ早い機會においてとら

にくちやならぬと考えております。

○伊藤(卯)委員 これは具體的な問題であります。たゞこの法律といたしましては、何ら具體的に政府の方針も聽か

ねし、また勞働憲章ともいべきこの基準法においても、そらしたものに對して注意換起をするといふようなこと

はありますけれども、大體そいいう線

にお考へになつておるか。

○吉武政府委員 たゞいま鑑山における住宅の點に關連して、いろいろの福

利施設に對する御意見ごもつともござります。たゞこの法律といたしましては、先ほど大臣からお話をあります

たように、衛生上あるいは危害上の立場からある程度のことができますが、それ以上の福利施設につきましては、法律で強制するといふ問題ではな

合に對して、具體的にどういうよう

ちろん結構である。恩恵的といふ言葉

ることであつて、この問題は、直ちに

いふのは、労働法によつて完全にこ

れは國家的なものとして認められて、

おかね次第であります。

解決をしてやるというお考えをもつて

おられるか伺いたい。

○河合國務大臣 これは前回にもお答

へいたしましたが、使用者の責に歸す

べき場合に對する六割の手當といふ答

とは、結局使用者の一種のコンペン

セーションでありまして、使用者の責任

から出て来る問題なのであります。し

かしながらこれ以外に労働者の責に歸

すべき場合もあるし、労働者の責に歸

すべき場合はこれは労働者の責任であ

りますが、使用者の責に歸すべきこと

でもない。労働者の責に歸すべきこと

でもない場合がありまして、それは國

家といふか、國家なら國家の責に歸す

べきこともあるうし、また國家の責に

歸すべきであることもあるうと思いま

す。この法律では使用者の責に歸すべ

き面から規定したのであります。そ

れに考へべきことである。生活保護法

なり、あるいはその他の救濟といふこ

とでいくべき問題である。そういうふ

うにこの問題をわけて考えなくちやな

らぬ。従つてこゝには使用者の責に歸

すべき理由におけるコンペンセーショ

ンを書いたのだといふに解釋いた

します。しかして實際たゞいまおあげ

られた方ない。それを恩惠的にお拂つ

ておるという場合があれば、それはも

ちろん結構である。恩恵的といふ言葉

は多少語弊があつたかもしれません

が、そういうように問題を解釋すべき

ではないかと考える次第であります。

○伊藤(卯)委員 使用者の責任に歸す

べき場合に對する責任をもつて、監督命令をされるということに

はならないかと考へます。ただ新憲法によりまして、最低生活を政

府はどうしてもやらしていかなければ

ならないという意味における責任をもつ

ておられます。そういう意味において、

大きな問題としてやつていかなくては

なりません。ということは考へております

けれども、またそあるべきものだと

ではないか。政府がもつと政治的にど

んなん解決をしていつてやれば、問題

をもつと解決して、たとえば電休日な

りその他のいわゆる工場を休ます、あ

るいは鑛山を休ますというようなこと

がなくして済むのではないか。それが政

府の怠慢によるために、努力の足りな

いために、そういう結果の起つておる

ということも、われくは認めなければ

ばならぬことがしばしくあるのである

が、そういうものは今、厚生大臣の御

答辯によれば、業者以外の大企業見地

からの問題は、これは國がその責任を

もつてそらう場合の労働者の資金、

給與、生活を保障してやるといふこと

に大體了承してよろしうございましょ

うか。

○河合國務大臣 第二十六條は、使用

者の責に歸すべき事由について規定し

ただけでありまして、それ以外のこと

につきましては、政府の責任だといふ

ことは、これまで政府當局、内閣の責任

のであるということを、もつと強く感じ

ていたときたい。國民に轉嫁されることは

はなはだ迷惑であるということを申し

上げておきます。

それから三十五條であります。こ

れはいづれの國におきましても労働組

合を法律で認め、これを國家機關とし

お言葉であります。この國々に

つきましては、政府の責任だといふ

ことは、まさにむずかしい問題で、もしこの政

府でなかりせばこうだつたろうといふ

ことは、これはむずかしい問題

で、じき政府の責任々々といふことに

なると、政府といえども、この内閣は

やはり議會からなき民主的なものであ

つて、そうすれば國民にも關連のある

わが國においても、もはや労働組合と

關係で急く會合等が起つてきましたの

で、まだ數々質問したいことがあります

すけれども、そういう關係で私の質問

は以上をもつて打切ることにいたしま

す。

○瀧澤(脩)委員 私は本日補闕で代

りましたのですが、既に同僚議員から多

方面より御質疑があつたと存するので

あります。私の聽かんと思ひまする點

は、まことに條文は結構にできておりま

すのであります。たゞ一、二條ぐら

いに一定の國の方針としてやる。あるいは

年未、年始等の休日には、これをや

り有給とさせるようなことをしてや

る。こういうことを私ははつきり國の

方針としてやらなければ、やるところ

もあり、やらぬところもあつてますま

す。その結果が、結局この問題の物議を

惹きつけになつた。そういうことが

オのやり方がまずいからだという意味に

おいて、直接にこゝに關連性をもつて、

政府の責任だというふうには解釋して

おりません。

○伊藤(卯)委員 どうも政府は自分で

努力しないで、失態になつてくると、

それは國民が負擔するのだといつて、

その責を國民に轉嫁されようとするこ

とを、しばしくこの議會の中にも聞く

努力しないで、失態になつてくると、

それは國民が負擔するのだといつて、

その責を國民に轉嫁されようとするこ

とに對してどういうふうにお考へになつ

ておるか。伺いたい。

○河合國務大臣 先ほど第二十六條に

對してどういふうに對して責任

を負はなければならないことは、國民の責任では

ない、あくまで政府當局、内閣の責任

のである。政治的に政府が解決しなけ

りますが、たゞ一、二條ぐら

いに對してどういふうにお考へになつ

ておるか。對してどういふうにお考へになつ

これを自由勞働であるといふに曲解して、やみ行爲をしておるといふような者に對しまして、正業につかずといったような強い御意思があるかないか、この邊を承りたいと思うのであります。

○瀧澤(脩)委員 従來の勤労状態を見
てみると、非常に勤労者は依存心が
強いのでありますし、もちろんそれは
戦争前、戦争中に非常に指導をしてま
ります。
○河合國務大臣 たゞいまこの労働の
義務ないし労働者の義務ということに
對してお尋ねがありましたが、この労
働基準法の第二條に掲げております
義務というのは、これは主として労働
者と使用者との間における権利義務關
係を書いたものでありますから、これ
は使用者に對する義務が主體であると
いうふうに私は考えております。しか
し憲法第二十七條にある「すべて国民
は、勤労の權利を有し、義務を負ふ。」と
いうような意味になりますと、よほど
この義務の性質が公約の性質を帶びて
くると考えておりますと、結局反面か
ら言いますと、民主主義といふものは
権利の主張ばかりでなく、責任及び義
務の遂行であるといふうに私どもは
考へている次第であります。今日の世
情、世態がいかにも権利の主張に急いで
あつて、義務の履行を怠る、あるいは
また勤勞につかないで、勝手な自分の
仕事だけをやつて、それで義務が終つ
たといふような錯覚を起しているとい
う點については、御同感であります。
政府の方針としましても、できるだけ
そういうようなこの擬裝労働者を、ほ
んとうの労働者、勤労者に仕向けると
いうことを心がけてゆくつもりであ
ります。

いりました關係からいたしまして、非常なる依存心といつもののが、敗戦後の今日にいたりましても、いまだその根を洗わないといつたようなところが見受けられるのであります。この殘された依存心がありますために、政府におきまして新憲法發布のもと、あらゆる労働者にとつて、その保障を確實にいたします法ができますことに對しましては、導いてやるということか、今までも、やはり依存をしておりはせぬかといふうい點が見受けられるであります。それと同時に、また政府におきましては、導いてやるということか、今まで缺けておつたのではないかといふうな點を濃く反映されているのであります。この法を施行なさいます場合において、たゞ法にあてはめさずのみでなくして、それの育成に努めてやるといったよくなお考えがありますかどうか、お尋ねをしたいと思います。

生産管理とか、あるいは労働協約とか
といった面にまで、突き進んでまいりか
けているのであります。さてその生産
管理状態、あるいは労働協約がそこに
締結され、實現されるということにな
りました場合は、従つてその事業體と
生産に對しまして、責任が生まれてく
るということにあるのであります。そ
うしてまたその團體を代表しております
すところの團體長、あるいは組合長と
いつたような人に對して、責任あるい
は義務といふものが生まれてくるので
あります。こいつた點につきまして
この基準法に對しまして、船員法にお
ります船長の責任義務に對抗いたすべ
き條項を入れられるお考えがあるかな
いか。その邊をお伺いいたします。

場合におきましては、既に労働者は、經營者に一步足を踏み入れておる場合へあります。そういう場合はいろいろ、そこに經營上の責任もできてくると思うことが言えますから、事業者側といたような権利義務關係が、そこに自ら生じてくるということは考へられております。たゞ經營權と勞働權が截然とわかれておる場合における労働者のチーフになる者、これは民主主義選ばれた人であり、そしてこれは労働團體交渉權としての配置としての権利義務をもつというふうに考えておきますから、自然船員法における船のごとき規定は必要がなからうといふうに考えております。